文

原告の請求を棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実

当事者双方の申立て

(原告)

「被告が更生会社三協食品工業株式会社の別紙目録記載の国税債権につき昭和四 -年九月一九日付で第三債務者新三協食品工業株式会社に対してした債権差押処分 を取り消す。訴訟費用は被告の負担とする。」との判決 (被告)

主文と同旨の判決

原告の請求原因

- 三協食品工業株式会社は、昭和三八年一〇月一日、東京地方裁判所におい て、会社更生法(昭和四二年法律第八八号による改正前のもの。以下同じ。)の規 定に基づき、更生手続開始決定を受け、原告は、即日、同裁判所によつてその管財 人に選任された。
- 被告は、昭和四一年九月一九日付で、更生会社三協食品工業株式会社の別 紙目録記載の源泉徴収に係る所得税の滞納処分として、同社の第三債務者新三協食品工業株式会社に対する同月分の工場賃料債権三〇〇万円のうち右滞納税額に満つ るまでの金額を、差し押えた。
- しかし、右差押処分は、次に述べる理由によつて違法である。すなわち (三) 別紙目録記載の所得税のうち番号一ないし一二の債権は、いずれも昭和三 (1) 八年七月までの徴収に係るものであつて、所得税法(昭和四〇年法律第三三号による改正前のもの。以下同じ。)三七条、三八条の規定により、更生手続開始当時す でにその法定納期限が到来していたものである。しかるに、被告は、同目録記載の 所得税全部につき、手続開始の時より約一年後の昭和三九年一〇月三〇日にいた り、原告に対し納期限を同年一一月三〇日と指定した納税告知をなし、手続開始当 時まだその指定納期限が到来していなかつたことを理由として、会社更生法一一九条の規定に基づき、右差押処分に及んだものであるが、同条にいう「納期限」とは、法定納期限を指すと解すべきであるから、該差押処分は、同条の解釈適用を誤る。 つたものとして違法というべきである。けだし、すでに法定納期限の到来している 租税債権は、何時でも請求することができ、しかも、更生手続が開始された場合、 税務当局は、裁判所の通知(同法三五条、四七条、四六条、一二条)によつてその 事実を了知し、租税債権の届出については、債権届出期日に拘束されることなく 事実を「知し、相税債権の油田については、債権油田豊口に利求されることない、 更生計画の認可決定があるまでこれをなしうる(同法一五七条、一二二条一項)こととなつているのであるから、同条にいう「納期限」を法定納期限と解しても、源 泉徴収に係る所得税の徴収に支障を来たすことはなく、却つて、これを指定納期限 と解すれば、徴収職員の恣意によって著しく債権者の利益が書され、関係人の利害 を調整しつつ企業の維持更生を図らんとする同法の目的に違背することとなるから である。
 - (2) また、その余の債権についても、それが共益債権であるとはいえ
- (イ) 右の金額は、本税と加算税とを合計しても僅か一万八、七二〇円にすぎないのであるから、延滞税額も加わえるとしても、この程度の債権徴収のために前記工場賃料債権三〇〇万円を差し押えることは、超過差押えとして国税徴収法四八条 -項に違反する。
- 本件差押処分に対する原告の異議申立ては、右共益債権の部分に関する限 (\square) り、内容が不明であることをその申立ての理由としているにもかかわらず、被告 この点について何らの説明をも加わえることなく、異議申立てを棄却した。し たがつて、右棄却決定は、重要な争点について判断遺脱の不法をおかしたものとし て違法であるというべく、かかる違法な決定に係る前記差押処分は、取消しを免か れない。
- 前記差押処分は、差押債務者として単に「三協食品工業株式会社」と表示 (11)するにとどまり、管財人の記載を欠いているのでこの点からしても、取消しを免か れないものというべきである。
- 三 被告の答弁
 - 原告主張の請求原因事実はすべて認めるが、法律上の主張は争う。
- (<u>—</u>) 本件の争点に関する被告の主張は、左のとおりである。
- (1) 源泉徴収に係る所得税は、本来、更生会社が国庫等に代わつてこれを徴収

保管するものであつて、取戻権的性格を有するものであるから、他の一般の更生債権と異なり、すべて無条件に請求しうるはずである。しかるに、会社更生法さきる系が、かかる租税債権であつても、共益債権として自由に請求することがである。更生手続開始当時まだ納期限の到来していないものに限つたのは、人の利害を調整しつつ企業の維持更生を図らんとする同法の目的にかんが、その当時徴収権限の具体的行使が可能なものを除く趣旨に出たものであるから、そこの当時徴収権限の具体的行使が可能なものを除く趣旨に出たものであるから、そこの当時徴収権限の具体的行使が可能なものを除く趣旨に出たものであるから、自己の制限と解すれば、そこの判別であるが、若にの制限と解すればといるのであるが、若になわれ、あらかじめ滞納税を調査しておくがごときく、まの趣旨を逸脱する不当な結果となる。

(2) 仮りに、原告主張のように会社更生法――九条の「納期限」を法定納期限 と解すべきものとしても、

(イ) 別紙目録記載の所得税のうち番号一三の債権が共益債権であることは、原告の認めて争わないところであるから、本件差押処分全部の取消しを求める原告の請求は、失当である。

(ロ) また、本件差押処分に対する原告の異議申立てにおいて、右共益債権の部分は申立ての対象となつていなかつたのであるから、被告のした異議申立棄却決定には、原告主張のごとき違法はないのみならず、そもそも、異議決定の瑕疵は、原処分を違法たらしめるものではないから、この点に関する原告の主張は、本件差押処分の取消事由とはなりえないものである。

(ハ) さらに、滞納処分としての債権の差押えにあつては、差押通知書が第三債務者に送達されることによつてその効力が発生し、滞納者自身に対する通知は、効力発生の要件ではなく、しかも、原告は、その事務補助者Aに交付された差押調書謄本を受領して右異議申立てに及んだのであるから、この点に関する原告の主張もまた失当である。

理 由

原告主張の請求原因(一)および(二)の事実は、当事者間に争いがない。 一、そこで、まず、別紙目録記載の源泉徴収に係る所得税のうち番号一ないし一二の債権が共益債権であるかどうか—つまり、会社更生法、一一九条にいう「納期限」の意義如何—について判断することとする。

おもうに、会社更生法ーー九条が、更生債権のうち源泉徴収に係る所得税は、通 行税、有価証券取引税、酒税、物品税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税、石油 ガス税、入場税、トランプ類税等とともに、更生手続開始当時まだ「納期限」の到 来していないものに限り、共益債権として請求することができるとしたのは、かか る国税又は地方税は、更生手続開始前に発生した債権ではあるが、もともと、 会社が徴収義務者又は特別徴収義務者として国庫等に代わつて徴収し、会社において保管しているものであつて、該債権が取戻権(法六二条、破産法八七条参照)な いし財団債権(破産法四七条参照)のごとき性質を有するものであるので、更生手 続によらないで随時弁済を受けさせるのが相当であり、また、かくしても、関係人 の利害を調整しつつ企業の維持更生を図らんとする同法の目的(法一条参照)に違 背しないという法意に出たものである。もつとも、これら諸税の各種加算税は、本 税とは異なり、右のごとき性質を有するものではないが、会社更生法一一九条が単に税目を列挙するにとどまつていること、また、税目上は加算税も本税に属するも のとして取り扱われるべきであることからみて、本税と同様、右の要件を充足する 限り、共益債権となるものと解するのが相当である。したがつて、ここにいう「納 期限」とは、それが更生債権より共益債権となりうるものの範囲を画定する基準と なつているのであるから、具体的租税債務の履行期としての意味を有するものでな ければならないこと明らかであり、本条列挙の国税又は地方税のうち、源泉徴収に 係る所得税にあつては、法定納期限までに納付がなされなかつた場合にその履行を 請求するためには、法の枠内で納期限を指定して納税告知をすることが必要であ り、これにより徴収義務者の源泉徴収税額の納付義務が具体的に確定するのであつ て、法定納期限を経過しても指定納期限が到来しない以上履行遅滞にならないこと (所得税法四三条一項、通行税法一一条の二第四項等、国税通則法三六条参照) か らみて、法定納期限ではなくして指定納期限を指すものというべきである。

いま、本件についてこれをみるのに、被告が別紙目録記載の源泉徴収に係る所得 税につき昭和三九年一〇月三〇日原告に対し納期限を同年一一月三〇日と指定して 納税告知をしたことは、原告の認めて争わないところであり、このことと前記当事者間に争いのない事実とをあわせ考えると、同所得税のうち番号一ないし一二の債 権は、更生手続開始前に発生したものではあるが、手続開始当時まだその指定納期 限の到来していなかつたこと明らかであるから、会社更生法――九条の規定によ り、その余の番号一三の債権とともに、共益債権と認められるべきであり、被告が 更生手続によらないで本件差押えに及んだことは、適法であるというべきである。

、次に、超過差押えの主張について判断する。 原告のこの点に関する主張は、別紙目録記載の源泉徴収に係る所得税のうち番号 -ないし一二の債権が共益債権でないことを前提とするものであるが、かかる前提 そのものの失当であることは、前項説示理由記載のとおりである。そればかりでな 国税徴収法六三条の規定によれば、徴収職員が債権を差し押える場合は、国税 徴収の確実を期するため、原則として、徴収税額にかかわらず、これを超過する当 該債権全額を差し押えることを必要とし、ただ、徴収職員において、当該債権の実 質的価値を判断し、その一部をもつて滞納税額の徴収に十分であると認めたとき は、例外的にその一部を差し押えることができることとなつているのであるから、 徴収職員の右の判断に誤りがあるとしても、その誤りは、単に不当の問題を生ずる にとどまり、差押処分そのものを違法たらしめるものではないというべきである。 それ故、原告の右主張は、採用の限りでない。

三、また、その余の原告の主張は、いずれも、本件差押処分の違法事由を主張する ものではなく、それ自体理由がないものとして排斥すべきである。その理由は、被告の答弁と同一であるから、ここにこれを引用する。 よつて、本訴請求は、理由がないから、これを棄却することとし、訴訟費用の負

旦につき民訴法八九条を適用して、主文のとおり判決する。 (裁判官 渡部吉隆 中平健吉 渡辺昭)

(別紙)

滞納金目録

<略>